

発信者情報開示ワーキンググループ(第3回) 事業者ヒアリング

KDDI株式会社

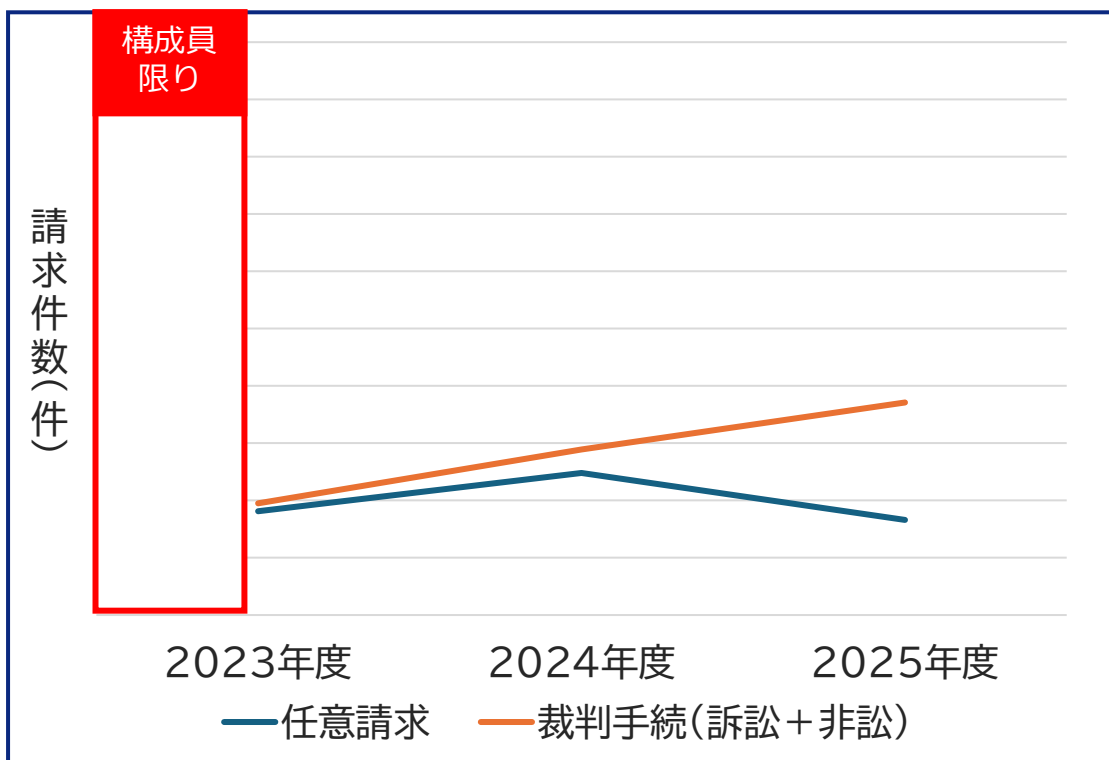
2026/7/2

- 1 – 1. 発信者情報開示請求への対応状況（対応件数）**
- 1 – 2. 発信者情報開示請求への対応状況（1請求あたりのリードタイム）**
- 2 – 1. 発信者情報開示請求対応に係る負担**
- 2 – 2. プロバイダの負担軽減策の要望**

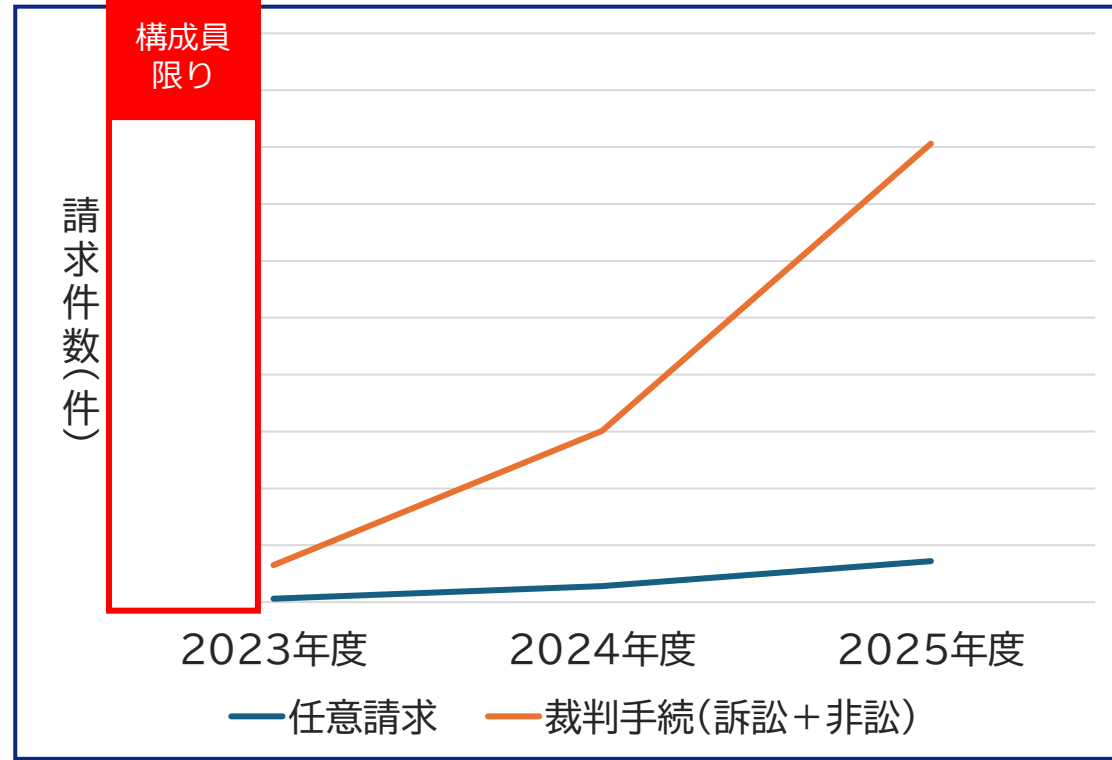
1-1. 発信者情報開示請求への対応状況(対応件数)

- ・ 発信者情報開示請求が全体として増加傾向。特に、著作権侵害(主にP2P)が大幅に増加
- ・ 1請求あたりのログ数は、人格権侵害が数件に対し、著作権侵害は数百件規模

人格権侵害



著作権侵害

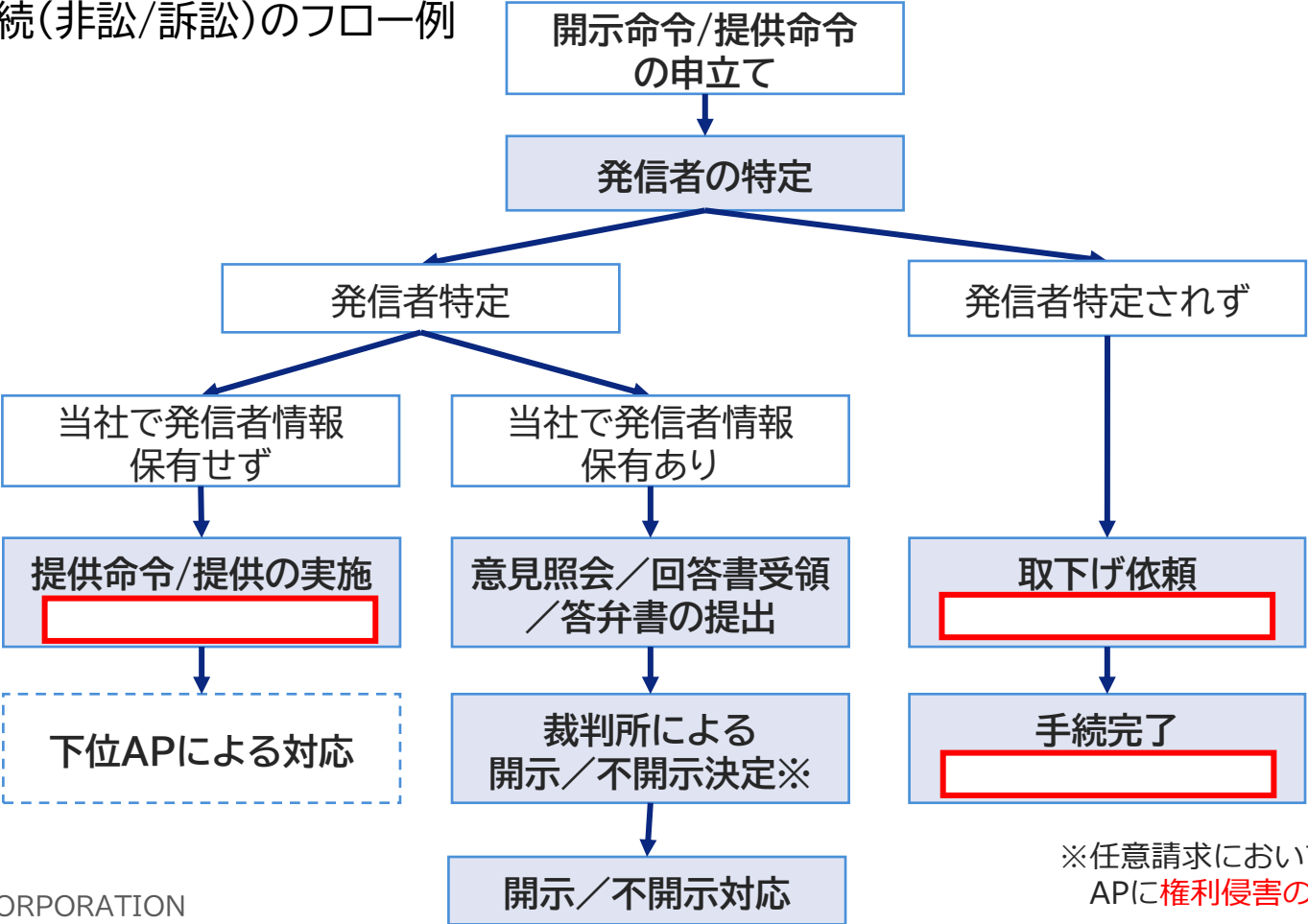


※()内はログ数

1-2. 発信者情報開示請求への対応状況(1請求あたりのリードタイム)

- ・ 申立てを受けて開示／不開示対応するまでに様々な工程を経て対応
- ・ 特に、開示請求の多い著作権侵害(P2P)では長期化する傾向

裁判手続(非訟/訴訟)のフロー一例

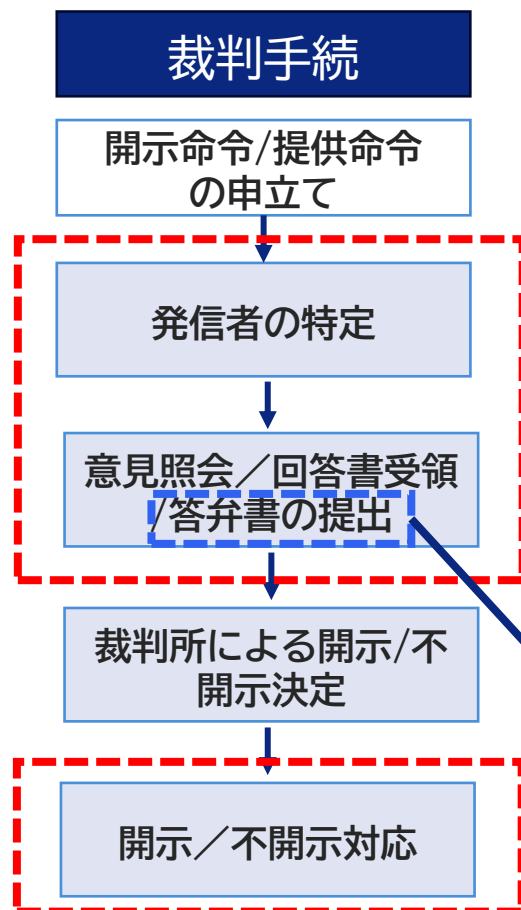


	著作権侵害 (P2P)	人格権侵害 (誹謗・中傷)
発信者の特定	構成員限り	
意見照会／ 回答書受領／ 答弁書の提出		
開示／ 不開示対応		

※任意請求においては
APに権利侵害の明白性の判断が求められる

2-1. 発信者情報開示請求対応に係る負担

- 対応に要する時間やコスト(人的リソース・弁護士委託費・システム開発費等)が多大な負担



時間・コスト(人的リソース・システム開発費)

構成員限り

⇒対応稼働、システム開発費※が発生

※システム開発により発信者の特定作業を短縮

コスト(弁護士委託費)

・裁判手続は代理人(弁護士)に委託

⇒弁護士委託費が発生

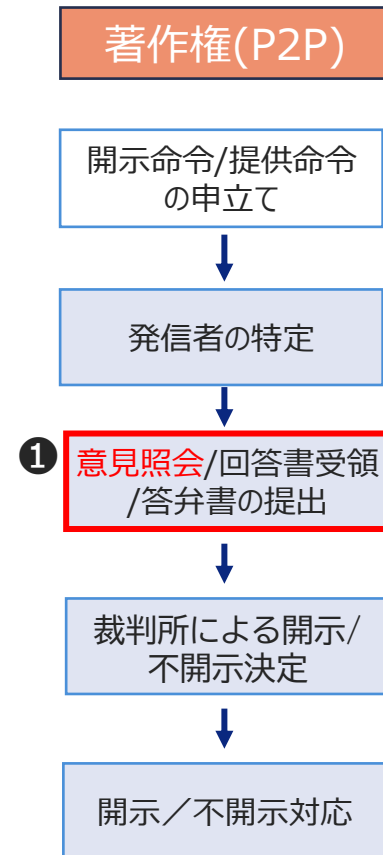
2-2. プロバイダの負担軽減策の要望

5

- ① (P2P事案における)
「意見照会の省略」を可能とする制度整理
- ② (P2P事案における)
権利侵害の明白性を担保する制度整理
- ③ 答弁書の様式の統一化(スマートフォーマット化)
- ④ 手数料の設定の法制化(裁判手続)

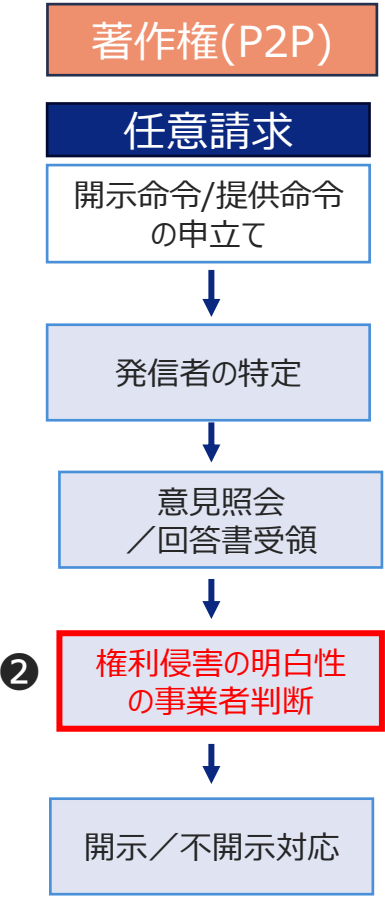
2-2. プロバイダの負担軽減策の要望(1/4)

要望	① (P2P事案における) 「意見照会の省略」を可能とする制度整理
考え方	- 従来、発信者保護の観点から意見照会を行っているが、P2Pは誹謗中傷とは異なり真実相当性等を争うことはないため、意見照会を省略することによる不利益は生じないとする - 実態として意見照会を行った場合であっても、それにより裁判所の判断が覆ることがないことから、意見照会を不要とすることには一定の合理性があるとする
懸念点 及び回避策	発信者から本人の同意なしに勝手に開示されたとして損害賠償訴訟を受けるリスク ⇒省略による訴訟のリスク回避を担保する環境整備



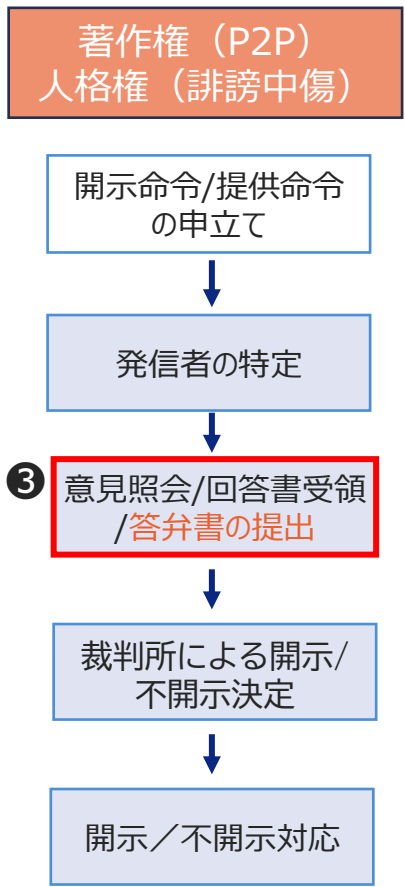
2-2. プロバイダの負担軽減策の要望(2/4)

要望	② (P2P事案における) 権利侵害の明白性を担保する制度整理
考え方	権利侵害の明白性の判断は、一般的に誹謗中傷やプライバシー侵害に適用されるものであり、P2P事案については権利侵害の明白性は明らかであると考えられるのではないか
懸念点 及び回避策	APが侵害の明白性を判断し開示した場合に、発信者から“権利侵害に該当しないのに開示された”と訴訟を受けるリスク ⇒訴訟のリスク回避を担保する環境整備



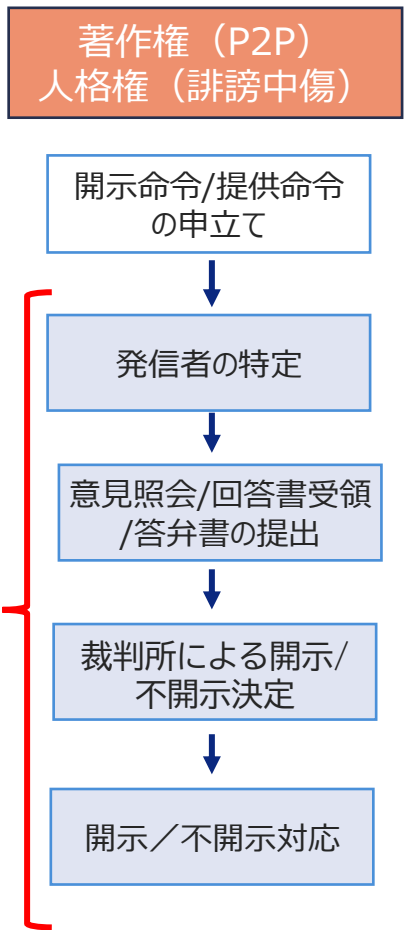
2-2. プロバイダの負担軽減策の要望(3/4)

要望	③ 答弁書の様式の統一化(スマートフォーマット化)
考え方	- 権利侵害かどうかは、一般的に利害を有している当事者同士で争われるものであるものの、開示請求における裁判手続では、APが外部弁護士を通じて申立人の主張に対する反論を行っている - APによる対応は、「意見照会・回答書提出」と「裁判所の決定に従った開示手続等」に留まるような制度設計が望ましいのではないか - 制度設計までの暫定的な措置として、まずは答弁書の様式を統一化(スマートフォーマット化)することが考えられる
懸念点 及び回避策	発信者保護における事業者努力が不十分と言われるリスク ⇒上記リスク回避を担保する環境整備



2-2. プロバイダの負担軽減策の要望(4/4)

要望	④ 手数料の設定の法制化(裁判手続)
考え方	個人情報保護法(第38条)に規定される開示請求等に対する手数料と同様に、手数料の徴収を可能とする規定を設けてはどうか。 ※手数料の支払いにより、開示義務が生じるものではない ※手数料の額は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内 ※手数料の設定については各事業者において判断
懸念点 及び回避策	—



「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

